

## アンチ・ドーピングと「嘘の効用」： 汚染問題解決に向けての法の厳格性と柔軟性の往還

伊藤 静夫  
東京マラソン財団

### はじめに

アンチ・ドーピングの基本ルールは、世界アンチ・ドーピング規程によって定められる。このルールのユニークで重要な特徴として、厳格責任主義 (Strict Liability) があげられる。

一般に過失・過誤がなければ責任なし、すなわち「疑わしきは罰せず」というのが法の原則である。しかし、アンチ・ドーピングのルールでは「厳格責任」に基づき「疑わしきを罰する」という厳しい罰則規定になっている。このかなり特殊なルールを、スポーツ界では全面的に受け入れてきた。

ところで今日、汚染食品あるいは汚染サプリメントが原因と思われるドーピング違反が頻発している (早川ら, 2021, Merlo, et al. 2024)。それとは知らず汚染食品を食し、その結果、ドーピング禁止物質が体内に入ってしまうケースである。現行では、これをドーピング違反とみなすことが多い。「競技者は自らの体内に存在する物質について全責任を負う」というアンチ・ドーピング・ルールのもう一つの原則があるからだ。それにしても、日常の感覚からすればこのルールは理不尽に感じる向きも少なくないだろう。これまで培ってきたアンチ・ドーピング活動において、かつてない難問に向き合うことになった。

スポーツ現場は法理論に疎い。筆者も同様である。したがって、アンチ・ドーピングに関する諸問題は、専ら弁護士など司法の専門家に頼ってきた。むろんこれからもこの構造は変わらないだろう。しかしながら、この食物汚染など汚染環境に曝された今日の社会において、アンチ・ドーピングのルールをスポーツのルールとしてどのように理解し咀嚼すべきか、広く議論すべき段階に来ている。その議論の場には、法学関係者に頼るだけでなく、競技者や指導者をはじめ関係ステークホルダーの幅広い参画が必要であ

る。

そのためには、アンチ・ドーピングの基本法理についてある程度の理解は欠かせない。そこで勧めたい著書が、末弘厳太郎著「嘘の効用」である。なぜ、「嘘の効用」か？ 本書は、一般読者向けに「無過失責任」(アンチ・ドーピング規程の「厳格責任」に相当。本稿では必要に応じて両用語を使い分ける)、あるいは「過失責任」という法概念を法学に馴染みのない人にもわかりやすく解説した稀有な好著であることがその理由である。

本稿では、法学専門外の筆者の立場から、「汚染問題とアンチ・ドーピング」という喫緊な課題について、「嘘の効用」をテキストにして論じてみたい。なお、著者末弘厳太郎は、戦前、戦中、戦後と日本のスポーツ界の先頭に立って牽引してきたスポーツ界の功労者でもあった。法学にもスポーツにも精通した人物が一般読者向けに著した読みやすいエッセイであることも附言しておきたい。

### 1. 「嘘の効用」から読み解くアンチ・ドーピング・ルール

1) 末弘厳太郎 (すえひろいづたろう、1888～1951)  
まずは著者、末弘厳太郎のについて簡単に紹介しておきたい。

末弘は、近代日本を代表する著名な法学者であるが、その分野における紹介については筆者の能力を超えるので他書を参照頂きたい (川角, 2022)。

ここでは、スポーツ界における末弘について少し紙幅を割いて紹介する。

1911年嘉納治五郎らによって大日本体育協会 (現日本スポーツ協会) が創立されたが、末弘は草創期から参画し専務理事などの要職を務め、戦中、戦後においてもスポーツ界に多大な功績を残した。戦中にあっては、会長空位の大日本体育会において副会

長として困難な舵取りを担い、特筆すべきは、戦後直ちにスポーツ界の復興に力を注いだことである。終戦の半年後にはいち早く「大日本体育協会史（補遺）」を出し、末弘はその序文でスポーツ界復興への並々ならぬ決意を語っている（末弘，1946）。

この決意はいち早く実践された。終戦の翌年に、平沼良三（日本陸上競技連盟初代会長、戦後大日本体育協会会長）らとともに国民体育大会を創設し大会開催を成し遂げている。ちょうどそれは、初代体協会長、嘉納治五郎が趣意書で謳った創設理念、オリンピック初参加をめざすと同時に明治維新以来疲弊しきった国民の健康、体力を回復させるための一大国内組織設立という理念を踏襲するものであった。

末弘のスポーツ界へ注いだ情熱は、こうした幅広い視野に立ったものであった。「嘘の効用」は、上記のようにスポーツ界に情熱を傾けた法学者の著作であることを心に留めながら本論を進める。

## 2) 「嘘の効用」の意味するところ

閑話休題。ここからは、本稿の核心であるアンチ・ドーピング・ルールについて「嘘の効用」を紐解きながらその背景を考えてみる。

さて、「嘘の効用」と聞いてどのような印象を持たれるだろうか。法律に関わるエッセイであることから、法律で「嘘」をつくことが是認され、さらにそれが役に立つとなれば、大いに疑問を感じる読者も多い一方、その逆説的なタイトルに興味を引かれる読者も少なくないだろう。

本エッセイの冒頭で、末弘は次のように述べている。

われわれは子供のときから、嘘をいってはならぬものだという事を、十分に教えこまれています。おそらく、世の中の人々は - 一人の例外もなくすべて - 嘘はいってはならぬものと信じているでしょう。理由はともかくとして、なんとなく皆そう考えているに違いありません。（中略）

ところが、それほど深く刻みこまれ、教えこまれているにもかかわらず、われわれの世の中には嘘がたくさん行われています。（中略）

実をいうと、全く嘘をつかずにこの世の中に生き長らえることは、全然不可能なようにこの世の中ができています。

そこで、われわれお互いにこの世の中に生きてゆきたいと思う者は、これらの嘘をいかに処理すべきか、というきわめて重大なしかもすこ

ぶる困難な問題を解決せねばなりません。なにしろ、嘘についてはならず、さらばと行って、嘘をつかずに生きてゆかれないのですから。（末弘，1923）

この嘘を巧妙に用いたのが江戸時代の大岡越前守だという。いわゆる大岡裁きなどは「嘘」をうまくつけた典型事例だというのである。当時の硬直した法律に対して、大岡裁きは、嘘をつくことによって人情の機微に触れる裁判を行った。嘘をつくことによって法律に柔軟性を持たせる。それが嘘の効用であり、大岡政談として後世に伝えられることになった、と末弘は説明する。

## 3) 「無過失損害賠償」における嘘

そして大正期、末弘の活躍したその時代において、次第に規模の大きくなる損害賠償の問題に対峙しなければならないとき、無過失損害賠償という法的テーマが浮上した。そこにも「嘘」が効果を発揮すると末弘は言う。

産業革命以降、世界の技術革新は飛躍的に発展し、大正期のわが国もその渦中にあった。一方この流れの中で、今までには経験しなかった大規模な事故や災害が起きることになるが、そうしたときの損害賠償をどのように措置するのか、末弘は同エッセイで無過失損害賠償という課題を「嘘」という観点から、次のように解説している。

例えば「過失なければ責任なし」という原則は、ローマ法以来漸次に発達して、ことに第一八世紀末葉このかた全く確立するに至った原則です。現にわが民法にも欧米諸国の法律においてもこの原則が明らかに採用されています。

けれども、最近物質文明の進歩、大工業の発達とともに、使う本人にとってはきわめて便利ではあるが、他人にとってはきわめて危険なやっかいな品物が、かなりたくさんに発明されました。（中略）これらの品物はきわめて便利です。けれども、同時に危険なものです。ことにこれらの品物の利用によって損害を与えられた人々が、従来の「過失なければ責任なし」との原則に従って、みずから加害者の「過失」を立証するにあらざれば損害賠償を求めないものだとすると、多数の場合に事実上、賠償請求の目的を達することができない。

例えば、先日深川でガスタンクが爆発した。会社は不可抗力だと称し、被害者は会社の過失だという。もしも被害者が損害賠償を請求したければ会社の「過失」を立証せねばならぬとい

うのが、従来の原則です。しかしタンクは爆発してすでに跡形もない今日、被害者ははたしてそんな立証ができるでしょうか。それは全く不可能であるか、または少なくともきわめて困難です。そうしてそれは自動車によってひき殺された人、貯水池の崩壊によって殺されたり財産を失ったりした人々にとってすべて全く同じことです。そこで近世の社会は従来の「過失責任主義」に対して、「無過失賠償責任」の原則を要求するに至ったのです。

立法者としては適宜にその新要求をいべき、新法令を制定すべき時がきたのです。「過失」のみが唯一の責任原因ではない。そのほかにも賠償責任の合理的原因とするに足るべき事例がある。それを基礎としてまさに新しい法律を制定すべき時が来たのです。学者も動きました。立法者も多少動きました。ドイツを初め諸国において制定された自動車責任法はその実例の一つです。けれども諸国の立法者が遅疑して進まず、またドイツの学者が紙上に無過失責任論を戦わせている間に、事実上一大躍進を遂げたものはフランスの裁判所です。

フランスの裁判所は、本来主観的であるべき「過失」の観念を客観化せしめました。これこれの場合には当然過失あるものと客観的に決めてしまって、主観的な本来の意味の過失いかに問わなくなりました。むろん口では「過失」といっています。しかし、そのいわゆる「過失」は実は「違法」ということと大差なくなりました。かくしてドイツの学者が正面から堂々と無過失責任の理論を講究し論争している間に、フランスの裁判所は無言のうちにその同じ目的を達してしまいました。そうしてその際使われた「武器」はすなわち「嘘」です。フランスの裁判所は「嘘」を武器として新法理を樹立したのです。(末弘,1923)

新しい時代が背負った大規模事故や災害における被害者救済という難題に直面し、「過失無ければ責任無し」という従来の法の原則では解決できず、「無過失賠償責任」という新たな法概念が登場した。それを末弘は、本来主観的である「過失」について客観的に過失があったと嘘をついて成立させる。つまりは、法の柔軟性を論じているのである。

この「無過失賠償責任」について、末弘は「嘘の効用」の後に「誤判賠償の根本原理」という論考を1923年に発表している(末弘,2008)。ここではさらに、損害賠償問題は加害者・被害者の対個人の間

題に放任するのではなく、「損害賠償の社会化」を強く訴えた。こうした末弘の時代を先取りした「損害賠償の社会化」構想は、今日のさまざまな賠償制度に反映され、実践されている。

#### 4) アンチ・ドーピング・ルールと「嘘の効用」

－ 誰のための嘘か？ －

アンチ・ドーピング・ルールが「厳格責任」、すなわち「疑わしきを罰する」という法理に基づいて構成されていることを冒頭に述べた。その法理を、末弘の「嘘の効用」を参考に解釈してみたい。

「本来主観的である『過失』について客観的に過失があったと嘘をついて過失責任を成立させる」、これが末弘の説く無過失責任論であった。これになれば、アンチ・ドーピング・ルールの厳格責任、すなわち無過失責任は競技者の検体から禁止物質が検出されたことをもって当該競技者に過失があった、ズルをしたと嘘をついてドーピング違反を成立させていることになる。

この嘘は誰のためにつくのか？

「無過失損害賠償」における嘘は、損害にあった被害者救済のためのものであった。では、アンチ・ドーピング・ルールではどうだろうか。ドーピング違反者を厳しく罰するため、とはよく聞く理由である。しかし、末弘の法理論に当てはめれば、嘘の目的はクリーンなアスリートを救済するためにこそある、と解釈すべきである。

この嘘の解釈に関連して、アンチ・ドーピング規程の序文には次のように明記されている(WADA, 2021)。

世界アンチ・ドーピング規程及びこれを支持する世界アンチ・ドーピング・プログラムの目的は、次のとおりである。

・ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって世界中の競技者の健康、公平及び平等を促進する。

(以下省略)

すなわち、「ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護」するために、禁止物質の検出をもって違反があったと嘘をつき違反者を除外し、クリーンな競技者の「基本的権利を保護」しているのである。

このことは、具体的に考えてみれば納得できよう。仮にドーピング違反規程が「過失責任主義」であるなら、通常の裁判のようにその過失をめぐって慎重に審議が重ねられ、オリンピックの金メダルはなかなか決まらない。ズルをした不正者のために、勝敗

は宙に浮き、勝者の榮譽をたたえることさえできなくなる。これに対し、厳格責任の導入では、直ちにクリーンなアスリートを救済しそれで公正な競技会を遅滞なく進めることができる。

そもそもアンチ・ドーピング・ルールにおいて厳格責任が採用されたのは、こうしたオリンピックなどの大会運営上の実務性に則った法理ではなかったかと推測される。だからこそ、無過失責任、厳格責任という厳しい罰則規定も今日まで一貫して継続してきたのであろう。

#### 5) アンチ・ドーピングのゼロ・トレランス

厳格責任のもとで運用されるアンチ・ドーピング・ルールは、文字通り厳格に実践されてきた。そして、その運用スローガンとして掲げられたのが「ゼロ・トレランス（不寛容）」である。すなわち、いかなるドーピングも見逃さず、厳正に処分を下すという厳しい姿勢を表現したものである。それが効果的なアンチ・ドーピングであると理解されてきた。

そこで、ここでも「ゼロ・トレランス」の具体的なアンチ・ドーピング効果を考えてみる。

かつて、2000年前後の米大リーグ（MLB）では、バリー・ボンズやマーク・マグワイアなどスター選手の大ドーピング・スキャンダルが取り沙汰された。そのため、彼らの素晴らしい筋肉とパフォーマンスにもドーピング疑惑が付いて回り、MLB史上の汚点として残った。

さて2025年の今日、大谷翔平やアロン・ジャッジなどのスター選手も輝かしいパフォーマンスを発揮している。彼らの筋肉量そして恐らくそれに備わる筋力・パワーは、かつてのスター選手に勝るとも劣らない身体資質に映る。しかし少なくとも現在のところ、彼らに対するドーピング疑惑は聞こえてこない。現在のMLBでは飛躍的に厳しいドーピング検査が行われているという情報を社会が共有しているからである。むろん、ある選手が「ドーピング違反をしていない」ことを証明することは、悪魔の証明と言われるように、理論上困難である。

しかし、その証明に少しでも近づけるために実践されているのが「ゼロ・トレランス」である。以前より飛躍的に検査数を増やし、透明性を増し、陽性例には厳格に対応するというドーピング・コントロールがMLBでも実践されるようになった。このドーピング・コントロールの積み重ねが競技者のクリーンさの証明になっている。このモデルは、MLBに限らず、全てのスポーツに共通する。ここにも「ゼロ・トレランス」において「嘘の効用」が発揮され

ているのである。

#### 6) ゼロ・トレランスは厳格責任一辺倒ではない

このように、クリーンな競技者の権利を保護するという大義のもとで、ゼロ・トレランス方式のモデルが多く支持を得て奨励され、スポーツ界全般にも受け入れられてきた。ただし、アンチ・ドーピング・ルールが厳格責任（無過失責任）一辺倒かと言えば、決してそうではなく、具体的な罰則を決める量刑においては過失責任が前提となっている点にも是非注目しておかなければならない。

そこで再び、末弘の論考を振り返ってみたい。末弘は「嘘の効用」の後に、損害賠償制度における無過失責任と過失責任に関して、「損害賠償の社会化」というテーマで以下のように述べている（末弘, 1923）。

*無過失責任主義はこれを従来の過失主義の狭隘なるに比べれば確かに一つの進歩なりと言うことが出来る。けれども、この主義にもなお幾多の欠点がある。まず第一に、加害者に過失がなくともなおこれをして賠償責任を負担せしむるを至当とすべき事情もまた - 「過失」と同様 - 常に必ずしも存在するものではない。従って救済を要すべき被害者必ずしも常にこれによって救済せらるることがない。殊に、損害賠償制度の予防的方面を顧みると、無過失賠償主義をすべていかなる場合にも適用することは到底出来難い。まず普通の人間は、日常「善良なる管理者の注意」を加えていさえすれば、決して賠償責任を負担せしめらるることがないようになって居るのでなければ、到底安じて行動することが出来ない。他人に損害を加えた以上全く過失の有無にかかわらず賠償責任を負担せしめられるということであれば、賠償制度の予防的効用は全く無視されたことになる。賠償責任の道義的根拠もまた全く無視されたことになる。これゆえに、無過失責任主義を損害賠償のすべての場合に通ずる原則として認めることは到底不可能である。原則は今日もなお過失責任に置かれねばならない。（末弘, 1923）*

末弘が「無過失損害賠償」について最終的に訴えたのが「損害賠償の社会化」であり、かたくなな過失責任主義の狭隘から脱し、無過失責任と法の大原則である過失責任とのバランスの重要性を主張した結論でもあった。つまり、「無過失責任主義は一つの進歩である。しかし全ての損害賠償にこれを当てはめるべきではない。原則は、あくまでも過失責任

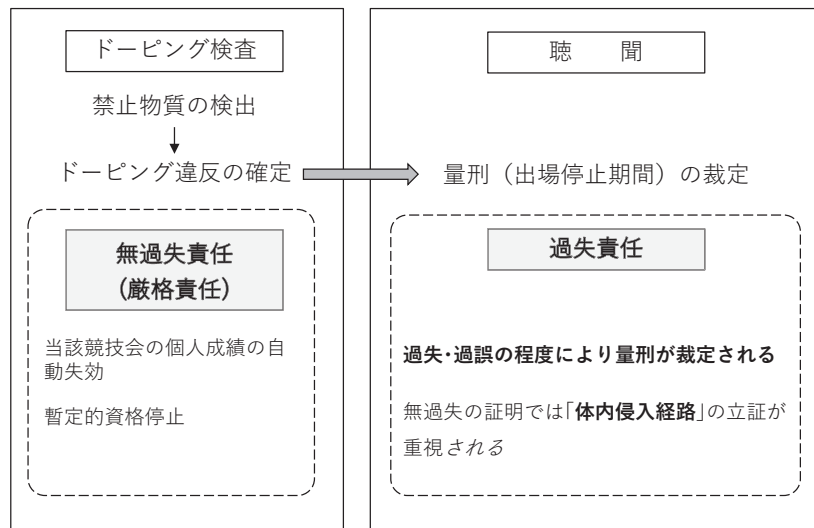


図1 アンチ・ドーピング規程における無過失責任（厳格責任）と過失責任のバランス。ドーピング検査によるドーピング違反の確定は無過失責任、聴聞における違反の量刑は過失責任

に置かなければならない」ということである。

7) アンチ・ドーピングにおける無過失責任と過失責任のバランス - 「汚染問題」への対応 -

アンチ・ドーピング・ルールにおいても、末弘が説く無過失責任と過失責任の融合が図られていることは上述したとおりである。この融合モデルを少し詳しく見てみる。図1は、ドーピング検査から聴聞を経てドーピング違反の罰則が裁定されるまでの過程を図示したものである。まず、アンチ・ドーピング違反の確定は、一貫して無過失責任（厳格責任）に基づく。禁止物質が検出された時点で、直ちに違反者の成績は取り消され、暫定的資格停止処分が下され、以後の競技会出場ができなくなる。これによってクリーンな競技者の権利は即効的に守られ、大会運営も支障なく継続できる。クリーンな競技者の権利確保という最も重視すべき大義が全うされており、この法理は今後もゆるぎなく継承されるだろう。

一方、ドーピング違反が確定した後、この違反に対する制裁措置すなわち出場停止期間は、聴聞会での審理を経て決定される。ここで注目すべきは、聴聞会では個別の事情を吟味し、過誤・過失の状況に応じて量刑が決定されることである。つまり、過失責任に基づき出場停止期間が決まるのである。

このように見ると、アンチ・ドーピング・ルールでは無過失責任と過失責任とがバランスよく組み入れられていることがわかる。要約すれば、ドーピング違反の裁定は無過失責任で、違反の量刑は過失責任によって決められる。

ところが「汚染問題」がクローズアップされるようになった今日、この過失責任に基づく量刑の裁定

が深刻な課題になってきた（早川ら .2021, Merlo, et al. 2024）。「汚染問題」に限れば、クリーンなアスリートほど過失のなかったことの立証が困難になるという、大いなる矛盾とアイロニーを含むからだ。この点に関しては後述する。

これは単なる仮定の話ではなく、実際に起きている話である。WADA も最近になってこの実態を問題視し対策を講じ始めた (WADA, online)。この難問にどのように対峙すべきか。本稿では、「汚染問題」とアンチ・ドーピングというテーマで論じてきたが、この議論に向けて再び「嘘の効用」に戻ってみる。

2. 「嘘の効用」が説く法の柔軟性

1) 法の柔軟性

末弘が「嘘の効用」の最後で論じた言わば結論とも思われる記述を以下に引く。

子供に「嘘つき」の多いのは親の頑迷な証拠です。国民に「嘘つき」の多いのは、国法の社会事情に適合しない証拠です。その際、親および国家の採るべき態度はみずから反省することではなければなりません。また裁判官のこの際採るべき態度は、むしろ法を改正すべき時がきたのだということを感じて、いよいよその改正全きを告げるまでは「見て見ぬふり」をし、「嘘」を「嘘」として許容することでなければなりません。

(中略)

法治主義というのは、あらかじめ法律を定めておいて、万事をそれに従ってきりもりしようという主義です。いわばあらかじめ「法律」と

いう物差しを作っておく主義です。ところが元来「物差し」は固定的なるをもって本質とするのです。(中略)

もしもそれがむやみやたらに伸縮したならば、国民は必ずや抛るべきところを知ることができないうで、不平を唱えるに決まっています。

ところが、それほど「公平」好きな人間でも、もしも「法律」の物差しが少しも伸縮しない絶対的固定的なものであったとすれば、必ずやまた不平を唱えるに決まっています。人間は「公平」を要求しつつ同時に「杓子定規」を憎むものです。したがって一見きわめて矛盾したわがままかってなことを要求するものだといわねばなりません。しかし、かりにそれが実際に「矛盾」であり「わがままかって」であるとしても、人間はかくのごときものなのだから仕方がありません。そうして人間がかくのごときものである以上、そこに行わすべき法律はその「矛盾」した「わがままかって」な要求を充たしうるものでなければなりません。なぜならば、われわれは空想的な「理想国」の法を考えるのではなくて、現実の人間世界の法律を考えるのですから。(末弘,1923)

「法律」という「物差し」は固定的なるをもって本質とするが、「法律」の物差しが少しも伸縮しない絶対的固定的なものであれば必ず不平を招く」という。さらに、「人間は『公平』を要求しつつ同時に『杓子定規』を憎むもの」という。したがって、「法律はこの『矛盾』した『わがままかって』な要求を充たしうるものでなければならぬ」というのである。

## 2) クリーンな競技者の救済には「体内侵入経路」立証がネックに

法学に暗い筆者にとってみれば、法律がそんなに柔軟になり得るものであろうか、というのが正直な感想である。少なくともアンチ・ドーピングのルールは、曖昧さを廃し、ゼロ・トレランスを志向してきた。これまでのアンチ・ドーピング活動では、その厳格さが受け入れられてきた。

しかしながら、今回提起した汚染問題を見ると、現行のアンチ・ドーピング・コントロールがクリーンな競技者の権利保護に奏功しているとは言い難い。そのネックとなっているのが、禁止物質の「体内侵入経路」の立証である。この要件にこそ柔軟さが欠けているのではないか。

アンチ・ドーピング規程の第10条には、「個人に

対する制裁措置」が規定されている。その解説の一つとして、次の記載がある(JADA, 2021)。

[第10.2.1.1項の解説：競技者又はその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは理論的には可能である一方で、第2.1項に基づくドーピング事案で、競技者が、禁止物質の出所(source)を証明することなく当該競技者が意図的でなく行動したことを証明することができる可能性は極めて低い。]

また、同じく10条に、「汚染製品」に関する規定も定められ、その解説が以下のように掲載されている。

### 10.6.1.2 汚染製品

競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質(濫用物質を除く。)が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

[第10.6.1.2項の解説：本項の利益を受けるためには、競技者又はその他の人は、検出された禁止物質が汚染製品に由来することを立証するのみならず、「重大な過誤又は過失がないこと」も別途立証しなければならない。(以下、省略)]

いずれにおいても、「重大な過誤又は過失がないこと」を証明するためには「体内侵入経路」を立証しなければならない。上記規程の書きぶりは、ドーピング違反者を想定し、違反の言い訳や抗弁をあらかじめ封じる意味合いが強いように思える。あくまでも、違反者への対処が主意である。

しかし「汚染問題」が浮上した今日、禁止物質の「体内侵入経路」の立証は、クリーンな競技者ほど困難になるという皮肉な状況を作り出している。日頃からアンチ・ドーピング活動に熱心で、禁止物質は遠ざけ、ドーピングリスクの高いサプリメントは摂取しない生活を送っているようなクリーンな競技者であればあるほど、禁止物質がどのようにして体内に入ったかを推測するのは困難を極めるであろう。

少なくとも「汚染問題」への対応に限れば、アンチ・ドーピング・ルールは「杓子定規」で「頑迷」と言わなければならない。そこに「柔軟さ」を取り入れることが解決策につながるのではないだろうか。ただし、現行のアンチ・ドーピング規程を変える必要

はない。現行の規程やシステムを踏襲しつつ、聴聞過程における量刑の審理において「柔軟さ」を反映させることを考えたいのである。

### 3. JADA データベースの活用

#### － クリーンさを推定するために －

#### 1) アスリート・バイオロジカル・パスポート (ABP) とは

アンチ・ドーピング・コントロールにおける柔軟性を考えるとき、一つのヒントとしてアスリート・バイオロジカル・パスポートの存在をあげたい。

現在、ドーピング検査では尿検査および血液検査を中心に実施しているが、他に、検出が困難な血液ドーピング違反（自己血や他者血を輸血して血液量を増加させ酸素運搬能をあげ持久力を向上させる禁止方法）などを検出するための方策としてアスリート・バイオロジカル・パスポート (Athlete Biological Passport: 以下、**ABP**) 検出システムが導入されている。

JADA のホームページでは、**ABP** について、次のように説明している (JADA, online)。

**ABP** は、血液ドーピング等の禁止方法をはじめ、従来の検査方法では検出が難しい物質の検出を、個人のプロファイリングから検出するために構築されました。

2009 年に WADA によるアンチ・ドーピング機関 (ADO) 向けの最初の **ABP** 運用ガイドラインが作られ、以降、定期的に改訂され実施しています。

本法では、競技者の主にヘモグロビンなどの検査結果を集積し、そのプロファイル (生理的変動) を数学的にモデル化し、その範囲から逸脱するデータを確率論的に判定する方法 (ベイズモデル) を用いている。極値統計学的手法に則り、通常データから逸脱していると判断されるサンプルについて、ドーピング違反の可能性を疑い、専門家パネルが関連情報 (高地トレーニングの影響など) を検討した上で、最終的な結論を出す。

極めて慎重なプロセスを経てドーピング違反を裁定しているように見えるが、実際には、その結果に対して疑義が申し立てられ係争中の案件も少なくない。わが国でも、競歩選手がこのドーピング違反に問われ、目下スポーツ仲裁裁判所 CAS に控訴中と報じられている (2025 年 12 月現在)。

現在の **ABP** には学術的にも批判的な論調が多いことも事実である。そうした中であって、ドーピ

ング違反が直接影響する競技成績のプロファイルを用い、やはり極値統計学的手法 (ベイズモデル) で違反を検出する試みも提案されている。この方法は、現行の **ABP** よりドーピング違反の検出精度は高くなるとともに、**ABP** データや居場所情報その他の関連情報と組み合わせることで推定精度はさらに上がると主張される (Hopker et al. 2024 , Montagna et al. 2018)。

こうした手法はいずれもドーピング違反の検出を目的として考案されているが、見方を変えれば、ドーピング違反のないことの推量にも活用できるはずである。以下は、その具体的な提案である。

#### 2) JADA データベースの活用

日本アンチ・ドーピング規程では、第 14 条において「守秘義務及び報告」という条文があり、その 14.5 項には「ドーピング・コントロール情報データベース及びコンプライアンスの監視」が以下のように規定されている。

WADA が自己のコンプライアンス監視の役割を遂行し、アンチ・ドーピング機関間のリソースの効果的な使用及び該当するドーピング・コントロール情報の共有を確保することを可能にするために、JADA は、適用される国際基準が要請するところに従い、とりわけ以下を含む、ドーピング・コントロール関連情報を、ADAMS を通じて WADA に報告するものとする。

- (a) 国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者のためのアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータ
- (b) 登録検査対象者リストに含まれる競技者の居場所情報
- (c) TUE 決定、及び
- (d) 結果管理に関する決定

この情報収集システムを、筆者は「JADA データベース」と呼ぶことにする。

JADA データベースにさらに加えたい重要なデータソースとして、競技成績がある。オフィシャルな客観的データであり、競技会ごとに適宜集積ができる。加えて、上述の通り競技成績プロファイルの解析から精度高くドーピング違反が推定できる可能性も示唆される (Hopker et al. 2024 , Montagna et al. 2018)。

また、JADA はスポーツファーマシスト (アンチ・ドーピング活動に精通した薬剤師の資格制度) の活用にも力を入れているが、競技者との連携となると

未だ道半ばである。しかし、例えば「電子版お薬手帳」を介した競技者とスポーツファーマシストとの連携が進めば、「電子版お薬手帳」も JADA データベースの有用なリソースとなる。

3) 聴聞における JADA データベースの柔軟な活用  
- 「汚染問題」からクリーンな競技者を守るために -  
現在のところ、JADA データベースによる情報収集システムは、ドーピング違反検出を主目的としている。しかしここで発想の転換を図り、上記の JADA データベースから得られたデータ解析結果の見方を俯瞰的立場から見直してみたい。

ある競技者の検体から、ごく微量の禁止物質が検出された場合を仮想する。「体内侵入経路」は立証できなかったとする。当該競技者は聴聞会において「汚染製品」由来を主張する。これに対しアンチ・ドーピング機関 (JADA ; 原告) は、JADA データベースから競技者プロファイルを読み出し、多角的総合的に統計解析しドーピング違反を推定する。データ解析からドーピング違反が推定されれば、次いで過誤・過失の程度が吟味され最終的に刑量が決まる。今後、この解析システムは精度向上が期待でき (Krumm et al. 2022)、「体内侵入経路」の立証とは別に、微量禁止物質がドーピング違反に由来するか否かを推定できる可能性は高まるであろう。

一方、競技者側 (被告) は同じ JADA データベースをもとに多角的総合的解析からドーピング違反がなかったことを主張する。解析結果がドーピング違反を推定できなかった場合、「体内侵入経路」が立証できなくても「汚染製品」由来であったことが推認できる。この場合、「疑わしきは罰せず」という過失責任主義に基づき、資格停止は課せられない。

JADA データベースによる競技者プロファイルの多角的総合的な解析は、ドーピング違反の検出に精度高く貢献できると同時に、それができなかった場合には当該競技者のクリーンさを推量する手段にもなるという、二面性を持つことになる。

今後、JADA データベースに基づく解析精度はさらに向上することが期待できることはすでに述べた。上記の二面性からの審理は、違反者を厳しく罰するとともに、クリーンな競技者の救済にも貢献できる。「汚染問題」を抱えた今日においてなお、聴聞プロセスでは余りにも「体内侵入経路」に拘泥し過ぎている。汚染問題に内在するトレードオフ、すなわち違反者を厳しく罰すると同時にクリーンなアスリートを保護するという二つの相反する課題に向き合うとき、聴聞における審理の柔軟性こそが問題

解決の鍵になると確信する。

おわりに

今日の汚染問題に対するアンチ・ドーピング・コントロールは、クリーンな競技者の権利確保というアンチ・ドーピング活動の理念に反し、かえってクリーンな競技者に累が及ぶという皮肉な状況を作り出している。「ゼロ・トレランス」を志向する余りアンチ・ドーピング活動全体が「杓子定規」に過ぎ、柔軟性を失っている。

WADA もこの矛盾に問題意識を持つようになり、放置できなくなってきた。近年、WADA はようやくこの汚染問題を正式に俎上に載せ、2025 年 3 月、「コンタミネーション (汚染問題) に関するワーキンググループ」 (Working Group on Contaminations, 以下 WGC) を設置するに至った (WADA, online)。この WGC 設置に当たって、WADA の Witold Bańka 会長は今までの WADA の趣とは異なる興味深いコメントを述べているので、以下に引用する。

中国水泳選手事例やその他の複数の事例が示すように、汚染に関連する事例は実際に起きておりしかも増えています。WADA 及びクリーンスポーツパートナーがこの問題に正面から取り組むことが非常に重要です。陽性反応を示した競技者が原因を汚染と主張するケースは年々増えています。このとき我々に課せられた問題は、真の汚染事例と、制裁回避のために不正に汚染理由を悪用する事例とを適正に区別することです。そこでは、絶妙なバランスが必要になります。システムが厳格かつ硬直に過ぎれば、無実の選手が不当な制裁を受けることになってしまいます。一方、システムが寛容すぎれば、不正行為を働いた者が利益を得て不正行為者は蔓延することになるでしょう。これが現在、クリーンなスポーツコミュニティが直面する最も大きな課題の一つとなっているのです (筆者翻訳、下線筆者)。

「嘘の効用」というやや刺激的タイトルで末弘厳太郎が説いた法の柔軟性の大切さは、1 世紀余を経た今日、WADA のアンチ・ドーピング活動に現れ始めたのは誠に感慨深い。上記の「絶妙なバランス (a fine balance) 」こそが、末弘が「嘘の効用」で説いた法の柔軟性に他ならない。WADA は、来る 2027 年のアンチ・ドーピング規程改訂においても WGC の成果を反映する姿勢を表明しているが、果たして同規程にどの程度この柔軟性が反映されるかについて

てはわからない。しかしながら、多くのステークホルダーがこの問題に関心を寄せ、議論する下地は整いつつあるように感じられる。クリーンな競技者の権利保護という大義に向け、アンチ・ドーピング活動の「柔軟性」が発揮されることを切に願うものである。

## 文 献

Hopker JG, Griffin JE, Hinoveanu LC, Saugy J, Faiss R (2024) Competitive performance as a discriminator of doping status in elite athletes, *Drug Test Anal*,16:473-481

早川吉尚, 小川和茂, 片岡彰, 佐竹勝一, 宍戸一樹, 杉山翔一, 高田佳匡, 高松政裕, 溜箭将之, 塚本聡 (2021) アンチ・ドーピングの手續とルール. 商事法務.

JADA (2021) 日本アンチ・ドーピング規程 2021.

JADA (online) ABP アスリート・バイオロジカル・パスポート Athlete Biological Passport. [https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/ABP.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/ABP.pdf), (参照日 2026 年 1 月 13 日)

川角由和 (2022) 末弘巖太郎の法学理論 : 形成・展開・展望. 日本評論社.

Krumm B, Botrè F, Saugy JJ, Faiss R (2022) Future opportunities for the Athlete Biological Passport. *Front Sports Act Living*,4:986875.

Merlo ABM, Lobigs L, Piper T, Champod C, Robinson N (2024) Unravelling the threat of contamination in elite sports: Exploring diverse sources impacting adverse analytical findings and the risk of inadvertent exposure to prohibited substances. *Forensic Sci Int*, 365:112240.

末弘巖太郎 (1946) 『大日本體育協會史：補遺』序.

末弘巖太郎 (2018) 嘘の効用. 日本評論社.

末弘巖太郎 (2008) 誤判賠償の根本原理. 第1 損害賠償の社会化「法窓閑話」. 慧分社. 49-60.

WADA (2021) 世界アンチ・ドーピング規程 2021.

WADA(online) WADA Executive Committee sets up Working Group on Contaminations. <https://www.wada-ama.org/en/news/wada-executive-committee-sets-working-group-contaminations>, (参照日 2026 年 1 月 13 日)